

サービス利用料金表(特別養護老人ホームやしろだ苑)

令和6年6月1日現在

入所者のサービス費(単位数に1.014を乗じた1~3割がご利用者負担となります。)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 基本サービス費	ユニット型 個室	682	753	828	901	971
2. 加算①	夜勤職員配置加算Ⅳ	61				
	日常生活継続支援加算	46				
	看護体制加算Ⅰ	12				
	看護体制加算Ⅱ	23				
※上記他、状況に応じて加算が変更になる場合があります。						
小計		824	895	970	1,043	1,113
加算②	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	115	125	136	146	156
3. 小計(単位数×10.14円の1割)		952	1,034	1,121	1,206	1,287
4. 食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担段階 第1段階	300 円				
	利用者負担段階 第2段階	390 円				
	利用者負担段階 第3段階①	650 円				
	利用者負担段階 第3段階②	1,360 円				
	上記以外 の方	1,600 円				
5. 居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担段階 第1段階	820 円				
	利用者負担段階 第2段階	820 円				
	利用者負担段階 第3段階①	1,310 円				
	利用者負担段階 第3段階②	1,310 円				
	上記以外 の方	2,006 円				
6. 自己負担合計 (3+4+5)	利用者負担段階 第1段階	2,072 円	2,154 円	2,241 円	2,326 円	2,407 円
	利用者負担段階 第2段階	2,162 円	2,244 円	2,331 円	2,416 円	2,497 円
	利用者負担段階 第3段階①	2,912 円	2,994 円	3,081 円	3,166 円	3,247 円
	利用者負担段階 第3段階②	3,622 円	3,704 円	3,791 円	3,876 円	3,957 円
	上記以外 の方	4,558 円	4,640 円	4,727 円	4,812 円	4,893 円

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰは、1の基本料金+2の加算①の合計に14.0%を乗じた額です。

※ 自己負担額は月単位で単位を集計し、地域区分7級地に該当しており、1.014を乗じ、3.小計が計算されます。実際の請求額とは異なりますので、参考金額としてご確認願います。

※ 利用者負担額について

(第1段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。

2. 生活保護の方

(第2段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で預貯金額等が一定額以下であって、合計収入額が年間80万円以下の方。

世帯が別でも配偶者が課税されている場合は対象にはなりません。

(第3段階①とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で預貯金額等が一定額以下であって、合計収入額が年間80万円超120万円以下の方。

(第3段階②とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で預貯金額等が一定額以下であって、合計収入額が年間120万円超の方。

※ 預貯金等が以下の額を超える場合は軽減の対象外となり、食費1,600円、居住費2,006円となります。

利用者負担段階	配偶者がいない場合	配偶者(内縁を含む)がいる場合
第2段階	650万円	夫婦合計で1,650万円
第3段階①	550万円	夫婦合計で1,550万円
第3段階②	500万円	夫婦合計で1,500万円

- ※ 食費、居住費の減免についての該当、非該当は新潟市への申請により確定します。
- ※ 上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方は表の「上記以外の方」の料金となります。
- ※ 入所につきましては原則、要介護度3以上の方となります。要介護1、2の方に関しましては特例入所要件を満たしている方が対象となります。
- ※ **その他 実費で医療費、薬代、電気代、理髪代、日用品費がかかる場合があります。**

加算料金(1単位=1.014を乗じた後、1~3割がご利用者の負担となります。)

現在下記の加算を算定しております。

- (1)日常生活継続支援加算(46単位)
 - ①要介護度4及び5の新規の入所者数が70%以上であること。
 - ②認知症で日常生活が困難な新規の入所者数が65%以上であること。
 - ③たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上であること。

※上記①②③のいずれかに該当し、さらに介護福祉士の数が入所者6人に対し1名以上(やしろだ苑29人定員では5名以上)である場合に算定されます。

※なお、(2)を算定する場合は、(1)は算定されません。
- (2)看護体制加算[Ⅰ](12単位)
 - ※ 常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
- (3)看護体制加算[Ⅱ](23単位)
 - ※ 最低基準を1人以上上回る看護職員を配置した場合に算定されます。
- (4)夜勤職員配置加算[Ⅳ](61単位)
 - ※ 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回るとともに夜勤時間帯を通じ看護職員又は喀痰吸引等業務の登録(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の第三項に規定する登録をいう)を受けた介護福祉士のいずれかを1名以上配置している場合に算定されます。
- (5)介護職員等処遇改善加算
 - ※ 介護職員の確保、処遇改善のための加算です。
 - (基本料金+各種加算)× 14.0%が算定されます。
- (6)介護職員等ベースアップ等支援加算
 - ※ 政府の経済政策を受けて創設される加算です。
 - 介護職員等ベースアップ等支援加算とは別に(基本料金+各種加算)× 1.6%が算定されます。
- (7)科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(1ヶ月50単位)
 - ※ 入所者ごとの心身状況を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたってその情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定されます。
- (8)安全対策体制加算(新規入所初日20単位)
 - ※ 外部の研修を受けた担当者を置いて安全対策に組織的に取り組む体制を整備している場合に算定されます。
- (9)初期加算(30単位)が入所から30日間算定されます。
 - ※ 入所日から30日間、または1ヶ月を越える入院後の再入院の際も30日間算定されます。
- (10)療養食加算(1食6単位)が算定される場合があります。
 - ※ 医師の指示(食事箋)に基づく心臓病食、腎臓病食、糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に算定されます。
- (11)外泊時費用(246単位)が算定される場合があります。
 - ※ 外泊や入院された場合で施設に在所していない日があっても、外泊又は入院の翌日から6日間は(月をまたいで連続した場合は最長12日間)算定されます。
- (12)看取り介護加算が算定される場合があります。
 - [Ⅰ] 死亡日以前31日以上45日以下(72単位)
 - [Ⅱ] 死亡日以前4日以上30日以下(144単位)
 - [Ⅲ] 死亡日の前日及び前々日(680単位)
 - [Ⅳ] 死亡日(1280単位)
 - ※ 医師が終末期にあると判断した方について、医師、看護師、介護職員が共同して本人または家族等の合意を得ながら看取り介護を行った場合に算定されます。